

平成30年度HUMAP留学生等交流推進制度（短期研修生受入）募集要項

1 趣旨

この制度は、兵庫県内の大学(大学院を含む。以下同じ。)が、HUMAP協定等に基づいて海外の大学から学生を受け入れる場合に、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構(以下「本機構」という。)が当該学生を支援することにより、兵庫県と交流のある諸外国との学生交流の一層の拡充を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、各国との相互理解と友好親善を増進することを目的とする。

2 定義

この要項において、「HUMAP短期研修制生」とは、HUMAP協定の下、受入・派遣双方の大学の合意に基づき、海外の大学から、当該大学(以下「在籍大学」という。)に在籍したまま、8日～1ヶ月程度の語学研修等(以下「短期研修」という。)に参加するため兵庫県内の大学に受け入れる学生をいう。

3 支援予定人数

10人程度とする(なお、30年度予算の内容により、支援人数が変更される場合がある)。

また、次に掲げる兵庫県の姉妹・友好提携先等の地域にあるHUMAP参加海外大学等からの受入を優先して支援する予定である。

(1) アジア地域

広東省(中国)、海南省(中国)、全羅南道(韓国)、グジャラート州(インド)

(2) 北米・南米地域

ワシントン州(アメリカ)、イリノイ州(アメリカ)、パラナ州(ブラジル)

(3) オセアニア地域

西オーストラリア州(オーストラリア)

(4) ヨーロッパ地域 ※当該地域にある大学のみ、HUMAP参加大学ではなくても対象とする。

ハバロフスク地方(ロシア)、セーヌ・エ・マルヌ県(フランス)、アヴェロン県(フランス)、アンドル・エ・ロワール県(フランス)、ノール県(フランス)、シュレスヴィッヒ・ホルスタイン州(ドイツ)

4 支援の内容

本機構は、HUMAP留学生等交流推進制度(短期研修生受入)に採択された学生に対し、以下の奨学金定額(予定)を支給する。

| 区分 | 内訳 | |
|------|-----------|-----------|
| 対象期間 | 8日以上15日以内 | 15日超1ヶ月程度 |
| 奨学金 | 4万円 | 8万円 |

5 支援の対象

HUMAP短期研修生は、短期研修への参加を目的として、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始される受入プログラムに参加するものとする。

6 受入計画の申請

この制度に基づき、海外の大学からHUMAP短期研修生の受入を計画し、本機構からの支援を希望する受入大学の長(以下「大学長」という。)は、第10項に定める資格及び条件を満たしている者について、次に掲げる書類により本機構理事長(以下「理事長」という。)に申請するものとする。

(1) 平成30年度HUMAP留学生等交流推進制度(短期研修生受入)計画書(別紙様式1-1 以下「計画書」という。)

(2) 平成30年度HUMAP留学生等交流推進制度(短期研修生受入)計画 別表(別紙様式1-2)

(3) 大学間の学生交流に関する個別の協定書・覚書等(原本)の写し及び**和訳文**

(4) 研修制度の要綱等、概要(期間、場所、研修内容・カリキュラム、参加費用等)の分かるもの

7 計画書等の提出期限

計画書等の提出期限は、平成30年2月13日（火）（本機構必着）とする。

8 計画書等の審査及び奨学金等支給割当人数の通知

理事長は、第6項の規定により大学長から提出された計画書等について、審査の上、当該受入計画に係る奨学金支給割当人数を決定し、当該大学長に通知するものとする。

9 候補者の推薦

前項の規定により、奨学金支給割当人数について通知を受けた大学長は、次項に定める資格及び条件を満たしている者（以下、「候補者」という。）を、別途通知する書類により、別途定める締め切り期日までに、理事長に推薦するものとする。

10 受入計画の対象者の資格及び条件

HUMAP留学生等交流推進制度で支援する学生は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 日本国籍を有しない者

(2) HUMAP協定（第3項（4）の場合は除く。）及び留学生等交流に関する個別の合意に基づき、受入大学が受入を許可する者

(3) 在籍大学における学業成績・研究業績が優秀で、人格等に優れている者

(4) 短期研修の目的及び計画が明確で、日本への短期研修の効果が期待できる者

(5) 留学活動の内容や成果等を広く情報発信できる者

(6) 経済的理由により自費のみでの短期研修への参加が困難な者

(注) 他から受けている海外留学に係る奨学金等の支給額の合計が、対象期間が8日以上15日以内の場合は40,000円未満のもの、15日超1ヶ月程度の場合は80,000円未満のものについては、併給を認めるものとする。

11 採否の通知

理事長は、第9項の規定により推薦のあった大学長に対し、候補者の採否について通知するものとする。

12 奨学金等の支給方法

奨学金等の支給は、別に定める方法により、受入大学を通じて行うものとする。

13 留学等状況報告書

大学長は、研修期間終了後1か月以内に、別に定める状況報告書を本機構に提出するものとする。

※状況報告書（添付書類を含む。）の記載内容について、HUMAP構想活用事例として本機構ホームページ、刊行物等へ掲載することがありますのであらかじめご了承ください。

14 その他

今回の応募の状況や採用辞退の状況等によって、30年度中に再度募集を行うことがある。

15 計画書等の提出先及び照会先

公益財団法人 ひょうご震災記念21世紀研究機構 研究戦略センター 交流推進課

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2 人と防災未来センター 東館6階

TEL 078-262-5713 FAX 078-262-5122

※本募集要項は、HUMAPのホームページからダウンロードできます。必要に応じてご利用ください。

URL : <https://hyogo-humap.jp/>

公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構理事長様

大学名
学長名
印

平成 30 年度 HUMAP 留学生等交流推進制度（短期研修生受入）計画書

標記制度に係る受入計画を、下記のとおり申請します。

記

| 地域名 | 受入計画者数（総数） | | | HUMAP 支援希望者数 | | |
|-------------|------------|-----|------|--------------|-----|------|
| | 国数 | 大学数 | 受入者数 | 国数 | 大学数 | 希望者数 |
| アジア | | | | | | |
| うち優先地域 | | | | | | |
| 北米・南米 | | | | | | |
| うち優先地域 | | | | | | |
| オセアニア | | | | | | |
| うち優先地域 | | | | | | |
| ヨーロッパ(優先地域) | | | | | | |
| 合 計 | | | | | | |

※「優先地域」については、募集要項第 3 項を参照すること。

注 1 受入計画者数は、HUMAP 支援枠に関わらず、計画総数を記入すること。

注 2 交流先大学ごとの計画については、別紙様式 1 - 2 に記入すること。

| | | | |
|-------|---------|--------------------------|---------|
| 大学所在地 | | | |
| 〒 | | | |
| 担当部署名 | 担当者職・氏名 | 電話番号 (FAX番号) | メールアドレス |
| | | () | |